

特定口座約款

第1条（趣旨）

この約款は、総合取引口座を開設しているお客様（以下「申込者」という。）が、租税特別措置法に定める特定口座に関する権利義務関係を明確にすることを目的にします。

第2条（申込方法等）

申込者は、当社に特定口座を開設される際には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書の必要事項を告知または記載し、これに署名・捺印のうえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに犯罪収益移転防止法に定める本人確認書類又はその写しを添えて申込みいただきます。

2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をした後は、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

第3条（特定保管勘定における保管の委託）

特定口座に係る上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定において行います。

第4条（特定口座を通じた取引）

当社は、特定口座を開設された申込者が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、申込者から特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第5条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3、租税特別措置法第37の11の4、及び関係法令の定めに基づき行います。

第6条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、申込者の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。但し、当社が取扱う外国投資信託受益権に限ります。

（1）申込者が特定口座開設届出書の提出後に、当社から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等

- (2) 当社が取扱う上場株式等の募集により取得した上場株式等
- (3) 申込者が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（引き続き当該特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。）による方法で受け入れるもの
- (4) 申込者が、特定口座内保管上場株式等につき、外国投資信託の受益者がその外国投資信託の併合（当該外国投資信託の受益者に併合に係る新たな外国投資信託の受益権のみが交付されるものに限り、当該外国投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。）により取得する新たな外国投資信託の受益権で、特定口座の受け入れを、振替口座簿への記載又は記録する方法により行うもの
- (5) 申込者が、出国口座（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める出国口座をいいます。以下同じ。）に係る振替口座簿に記載又は記録されている上場株式等で、申込者からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への振替により、そのすべてを受け入れるもの
- (6) 前各号のほか租税特別措置法施行令に基づき定められる上場株式等

第 7 条（譲渡の方法）

申込者は、特定保管勘定に係る振替口座簿に記載若しくは記録されている上場株式等の譲渡については、当社に対して譲渡する方法その他租税特別措置法施行令に基づき定められる方法により行います。なお、上場株式等の譲渡には、租税特別措置法第 37 条の 10 第 4 項に定められる譲渡とみなされる場合を含みます。

第 8 条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部払出しがあった場合には、当社は、申込者に対し、当該払出しを行った当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は情報通信技術を用いる方法により通知します。

第 9 条（特定口座内保管上場株式等の振替）

申込者は、当社の特定口座内保管上場株式等を当社以外の金融商品取引業者等の特定口座への振替を行うことはできない。

第 10 条（贈与、相続又は遺贈による特定口座への振替による受け入れ）

第 6 条第 3 号に係る振替は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項第 3 号又は第

4号及び第16条から第18号の定めるところにより行います。

第11条（特定口座年間取引報告書の送付）

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7号に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに申込者に交付します。但し、特定口座に係る契約が売却されたときは、その売却された日の属する月の翌月末日までに交付します。

第12条（地方税の徴収方法）

申込者が特定口座源泉徴収選択届出書を提出された場合には、地方税法第71条の51の定めるところにより、株式等譲渡所得割を特別徴収します。

第13条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書の提出後に、氏名又は名称、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を記載した租税特別措置法施行令第25条の10の4に定める特定口座異動届出書を提出してください。その変更が氏名若しくは名称又は住所、個人番号に係るものであるときは、同条第1項に定める書類により、当該変更事項の確認を行います。

2 特定口座源泉徴収選択届出書を提出されている場合で、当該源泉徴収の廃止を希望される場合は、その年最初の特定口座内上場株式等の譲渡のとき、若しくは、その年に上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領するときまでに、特定口座源泉徴収廃止届出書を提出してください。

第14条（特定口座の廃止）

次の各号のいずれかに該当する場合、契約は解約され、当該売却に伴い申込者の特定口座は廃止されます。

- (1) 申込者から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があった場合
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続又は遺贈の手続きが完了した場合
- (3) 申込者が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項により、特定口座廃止届出書の提出があったものとみなします。）
- (4) 申込者の特定口座において特定口座内保管上場株式等を有しないこととなった日、又は、特定上場株式配当等勘定において最後に上場株式等の配当等を受領した日のいずれか遅い日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間（以下「届出期間」といいます。）に当該特定口座における振替口座簿への上場株式等の記載又は記録が行われなかった場合（この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項により、その翌年1

月 1 日（以下「基準日」といいます。）に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなします。）

(5) 申込者がこの約款に違反した場合

(6) 申込者が総合取引口座を解約した場合

(7) 申込者がこの約款の変更不同意の場合

(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

2 前項第 4 号にかかわらず、申込者が届出期間内に租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 4 項に定める特定口座取引継続届出書を提出された場合には、基準日から 2 年を経過する日まで特定口座は廃止されません。

第 15 条（出国口座）

前条第 1 項第 3 号に該当することとなる申込者が、出国前に当社に開設されている特定口座にかかる特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、出国後引き続き当社に開設されている出国口座にかかる振替口座簿に記載又は記録をされ、かつ帰国後に再び当社に開設される特定口座に係る振替口座簿に記載又は記録されようとするときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項に定める要件を満たす場合に限り、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を振替することができます。

第 16 条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法その他の法令諸規則及び当社の定めるところにより取扱います。

第 17 条（免責事項）

当社は、申込者が第 13 条の届け出を怠ったことその他の当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い又はこの約款の変更等に関し申込者に生じた損害については、その責めを負いません。

第 18 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する又は申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社の定める方法により申込者に通知します。この場合、当社所定の期日までに異議のないときは、この約款の改定に同意されたものとして取扱います。

第 19 条（合意管轄）

申込者と当社の間この約款に係る訴訟については、当社の本店を管轄する裁判所を管轄裁

判所とします。